鳥取県港湾管理条例第２条の２第３項の制限期間を指定する公示

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安等に関する法律（平成１６年４月１４日法律第３１号）に基づく「鳥取港千代地区１号埠頭施設」及び「鳥取港国際水域施設」の制限区域への立入を制限する期間を、鳥取県港湾管理条例第２条の２第１項の規定に基づき、令和８年１１月１９日付けで下記「変更前」のとおり指定していましたが、船舶入出港日時に変更が生じたためこれを改め、次の「変更後」のとおり指定します。

制限期間内は、制限区域内への立ち入りは認められた場合以外はできませんので、お知らせします。

令和８年１１月２０日

鳥取県鳥取港湾事務所長　　小屋　隆志

記

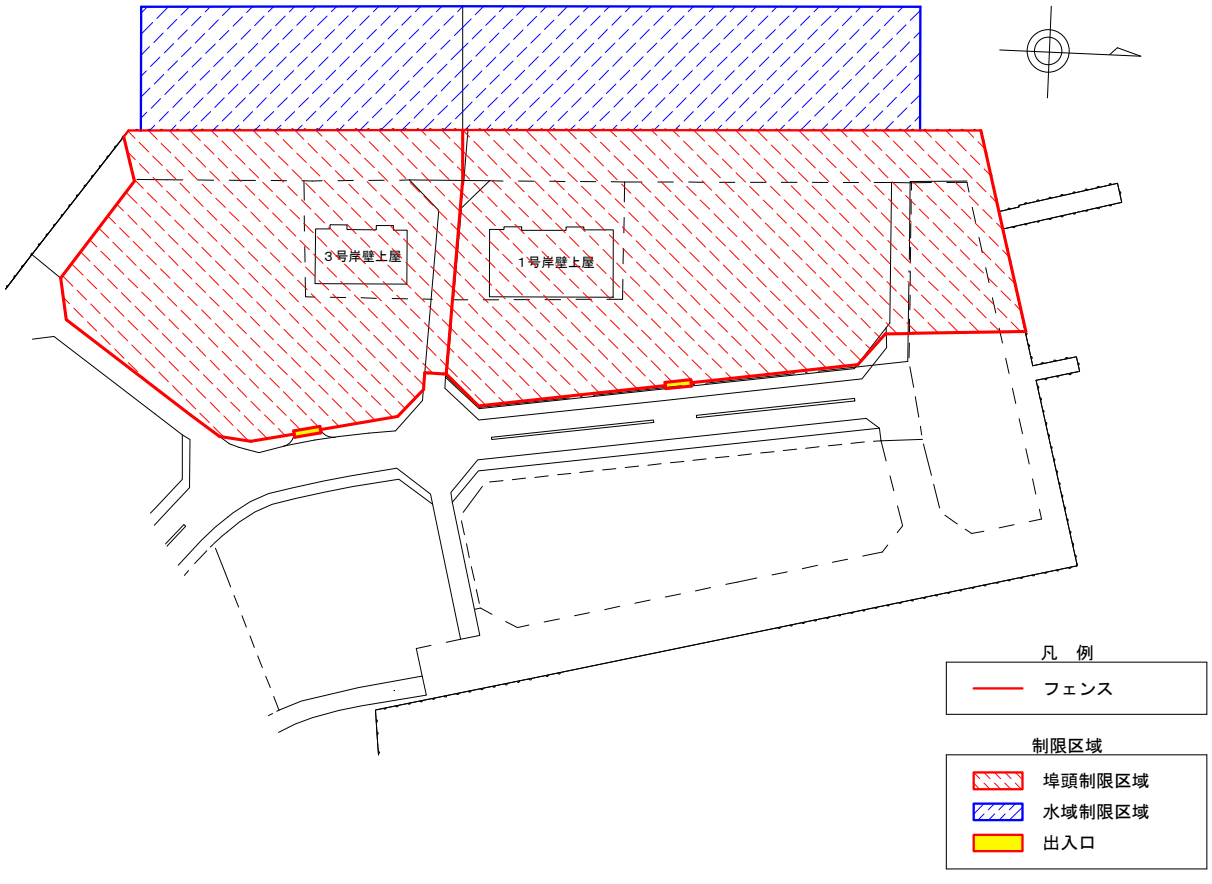
１　制限期間　　**【埠頭区域】**　**下図赤色部分**

変更前	変更後
令和８年１１月２０日（金）午後１時から 令和８年１１月２７日（金）午後５時まで	令和８年１１月２３日（月）午後１時から 令和８年１１月２７日（金）午後５時まで

【水　　域】　**下図青色部分**

変更前	変更後
令和８年１１月２０日（金）午後１時から 令和８年１１月２７日（金）午後５時まで	令和８年１１月２３日（月）午後１時から 令和８年１１月２７日（金）午後５時まで

２　制限区域



外航船入港に係る制限区域への立入制限期間公示

【埠頭区域制限期間】

11 月 23 日(月)午後１時から

11 月 27 日(金)午後５時まで

【水域制限期間】

11 月 23 日(月)午後１時から

11 月 27 日(金)午後５時まで